

高岡市消雪施設設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消雪施設の設置又は更新・修繕に対する補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市道に消雪施設を設置又は更新・修繕するものに対し、予算の範囲内において高岡市消雪施設設置等補助金(以下「補助金」という。)を交付することができる。

- (1) 家屋の連坦する道路であること。
- (2) 舗装済の道路であり、当分の間掘り返し工事の計画がない道路であること。
- (3) 相当の一般交通のある道路であること。

(補助金の対象施設)

第3条 補助金の対象となる消雪施設の設置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として施工延長50メートル以上で、公道と公道を接続する区間であること。
- (2) 消雪施設は、既存の井戸(消雪施設を設置するために新たに掘削する必要がないもの)又は河川水等を利用するものであること。
- (3) 消雪水の排水処理について解決が得られること。
- (4) 消雪施設の構造は、ノズル散水方式とすること。ただし、市長が他の方式によることが必要であると特に認めるものについては、この限りでない。

2 補助金の対象となる消雪施設の更新は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本要綱に基づく補助金を受けて設置した消雪施設又は前項に規定する要件を満たしている消雪施設であること。
- (2) 前項の規定による補助金の交付年度又は消雪施設の設置年度から次に掲げる施設毎にそれぞれ定める年数を経過した消雪施設であること。
 - ア 消雪配管施設 25年
 - イ 揚水施設(既設井戸、ポンプ及び制御盤) 15年

- (3) 当該施設の老朽化等による更新に係る工事費がそれぞれ50万円以上であること。

3 補助金の対象となる消雪施設の修繕は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本要綱に基づく補助金を受けて設置した消雪施設又は第1項に規定する要件を満たしている消雪施設であること。
- (2) 当該施設の老朽化等による修繕に係る工事費がそれぞれ50万円以上であること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会若しくは商店街組合が設立する消雪管理組合又はその他市長が適当と認めるもので、消雪施設の設置及び更新・修繕後の当該施設の維持管理を適切に行うことができるもの(以下「交付対象者」という。)とす

る。

2 前項の交付対象者は、消雪管理組合の設立後、消雪管理組合届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 消雪管理組合役員の同意書(様式第2号)及び消雪管理組合組合員の同意書(様式第3号)

(2) 消雪管理組合同規約

(3) 位置図

(補助金の額)

第5条 消雪施設の設置の場合の補助金の額は、工事費の2分の1以内で、次の各号に掲げる水源の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 既存の井戸 次の表の上欄に掲げる消雪配管施設の延長区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額

延長500m未満	延長1000m未満	延長1000m以上
250万円を超えない額	400万円を超えない額	550万円を超えない額

(2) 河川水等 次の表の上欄に掲げる消雪配管施設の延長区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額

延長500m未満	延長1000m未満	延長1000m以上
350万円を超えない額	450万円を超えない額	550万円を超えない額

2 消雪施設の更新・修繕の場合の補助金の額は、消雪配管施設及び揚水施設の工事毎に工事費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる水源の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1) 既存の井戸 次の表の上欄に掲げる消雪配管施設の延長区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額

延長500m未満	延長1000m未満	延長1000m以上
125万円を超えない額	200万円を超えない額	275万円を超えない額

(2) 河川水等 次の表の上欄に掲げる消雪配管施設の延長区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額

延長500m未満	延長1000m未満	延長1000m以上
175万円を超えない額	225万円を超えない額	275万円を超えない額

3 第1項の規定は、消雪配管施設及び揚水施設を同時に更新する場合に準用する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、工事に着手する前に消雪施設設置補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第5号)

(2) 収支予算書(様式第5号)

2 消雪施設の更新・修繕に係る補助金の交付は、前条第2項に定める限度額に達するまで申請することができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえその可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定内容等を消雪施設設置補助金交付決定通知書(様式第6号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、工事が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の事業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その額を消雪施設設置補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。